

## 随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、  
名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

|             |                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 1. 件名       | 伊賀南部クリーンセンター計量案内等業務委託                                        |
| 2. 発注室      | 伊賀南部環境衛生組合 業務室                                               |
| 3. 契約日      | 令和 6年 4月 1日                                                  |
| 4. 契約期間     | 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日                                    |
| 5. 契約金額     | 4, 136円(税込、1名・3. 5時間)                                        |
| 6. 契約相手方の名称 | 公益社団法人 伊賀市シルバー人材センター                                         |
| 7. 契約理由     | 名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。 |